

便の微生物検査及び食品検査に関する契約書（案）

公益社団法人宮城県食品衛生協会（以下、「甲」という。）と一般財団法人宮城県公衆衛生協会（以下、「乙」という。）とは、食品営業者が実施する便の微生物検査及び食品検査業務について、次の各条項に基づき契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、相互の業務実施に当たっては、便の微生物検査及び食品検査契約に関する取扱要領（以下「要領」という。）に従い、業務を遂行するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。

2 契約を解除する場合は契約期間満了日の3ヶ月前までに、文書により申し出を行う。

（検査対象）

第3条 検査対象は、次のとおりとする。

（1）便の微生物検査

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に規定する許可対象34業種の従事者

ロ 食品衛生取締条例（昭和30年宮城県条例第27号）第3条及び第4条に規定する登録対象4業種の従事者

ハ かきの処理に関する取締条例（昭和29年宮城県条例第43号）第15条第1項及び第15条の2第1項に規定する届出者及び登録者の2種類

（2）食品検査

イ 食品衛生法第11条第1項及び第18条の規定に基づき食品添加物等の規格基準が定まっている食品、添加物、器具及び容器包装を製造・加工をした製品

- ロ 衛生規範が定まっている食品等の調理・製造・加工をした製品
- ハ 県衛生指導基準が定まっている食品の製造・加工をした製品

(検査実施方法)

第4条 検査実施方法は、要領第1に定めるところによる。

(検査実施時期及び受付場所)

第5条 検査実施時期及び受付場所は、甲乙協議の上、別に定める。

(検査手数料)

第6条 検査手数料は、乙が別に定める。

(取扱手数料)

第7条 取扱手数料は、要領第2に定めるところによる。

(協議事項)

第8条 この契約に関し、疑義が生じたとき、または契約以外の事項が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

甲 宮城県多賀城市鶴ヶ谷一丁目4番1号
公益社団法人 宮城県食品衛生協会
会 長 佐々木 圭亮

乙 宮城県仙台市泉区松森字堤下7番地の1
一般財団法人 宮城県公衆衛生協会
理 事 長 大 江 浩

検査実施に関する取扱要領

第 1 契約に基づき甲及び乙は次により業務を行うものとする。

甲並びに甲の会員たる各地区食品衛生協会（以下「地区食品衛生協会」という）は次の業務を行う。

- (1) 便の微生物検査及び食品検査実施計画の作成並びに受付会場の設定
ただし、乙の支所がある地域については乙の支所とし、乙の支所がない地域については甲・乙協議の上受付会場を設定する。また、臨時的に行われる便の微生物検査及び食品検査（出張受付）についても、甲・乙協議の上受付会場を設定する。
- (2) 第 3 条の検査対象者に対する受検指導・通知
- (3) 検査容器等の配布
- (4) 検体の受領並びに検査依頼書の整理
- (5) 検体並びに検査依頼書の乙への引き渡し

乙は次の業務を行う。

- (1) 検査に適合する検体容器等の整備
- (2) 契約に基づく検査依頼書の印刷
- (3) 借用施設の借用料金
- (4) 検査手数料の受領
- (5) 受付場所からの検体搬送

第 2 検査手数料は、乙が定め甲に通知する。

取扱手数料

第1 乙は、甲並びに地区食品衛生協会が、(1) 便の微生物検査及び食品検査実施計画の作成並びに受付会場の設定、(2) 甲並びに地区食品衛生協会会員に対する受検指導・通知、(3) 検査容器等の配布、(4) 検体の受領並びに検査依頼書の整理、(5) 検体並びに検査依頼書の乙への引き渡しを行った検査依頼に対して、事務手数料を支払う。この場合の取扱手数料は「実施計画に基づく受付場所、受付方法で両団体で受付を行った契約書第3条に基づく検査対象のみとする。

第2 取扱手数料の対象は第1とする。但し、例外対応を次のとおりとする。

(1) 第3条(1)に基づく従事者について、①地区食品衛生協会の検便検査日程表による管轄地域内全ての受付場所で受付を行ったものについては取扱手数料の対象とする。

(2) 第3条(2)に基づく製品について、①食品検査日程表に基づく受付日に受付が無かったものについては、甲乙にて調整後、再度勧奨を行い次回以降の食品検査日程表に基づく受付日に受付を行ったもの、②地区食品衛生協会が食品業者より食品検査の相談を受け、対象食品の検査日程日を知らせ受付を行ったものについては取扱手数料の対象とする。

第3 取扱手数料は次のとおりとする。

(1) 便の微生物検査(腸内細菌検査)

については、別表で定めた1件当たりの取扱手数料に取り扱った検査検体数を乗じた金額に、消費税で定められた税率を乗じ支払うものとする。ただし、消費税において1円未満の数字は切り捨てる。

(2) 食品検査については、乙が定めた検査手数料の受付総金額を算出し、この総金額に10パーセントに相当する金額を支払う。この金額のうち地区食品衛生協会に対して60パーセント、甲に対して40パーセントを算出して、それぞれに消費税で定められた税率を乗じ支払うものとする。

ただし、消費税において1円未満の数字は切り捨てる。

第4 取扱手数料の支払いの対象時期は、上半期は4月から9月まで、下半期は10月から3月までとし、それぞれの翌月に支払うものとする。

(別表)

便の微生物検査手数料及び取扱手数料

検査内容		検査手数料(税込)	取扱手数料(税別)
腸内細菌検査	赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌	360円	72円
	赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ	360円	72円
	赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌	900円	72円 [※]
ノロウイルス検査(個別法)		3,200円	285円
同一施設内の衛生管理に用いるノロウイルス検査(グループ法)		5,800円	952円

※ 平成30年度の赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、腸管出血性大腸菌のセット項目については、各地区食品衛生協会毎に平成29年度の受付検体数を超えた件数について、1件当たり100円を加算する。